

2013 年 10 月 24 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 284 号 ）

上海市工商行政管理局、 自由貿易試験区における 企業登記管理の実務規定を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市工商行政管理局は、2013 年 9 月 30 日付で『「中国（上海）自由貿易試験区内の企業登記管理に関する規定」の印刷・配布に関する通達』（滬工商外[2013]329 号、以下『規定』という）を公布しました。国家工商行政管理総局が 2013 年 9 月 26 日付で公布した『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」の印刷・配布に関する通達』（工商外企字[2013]147 号、以下『147 号通達』という）に基づき、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）における企業登記管理を具体化しています¹。

□ 年度報告期間等を明確化

上海自由貿易区では、銀行や証券会社、保険会社、直販会社等を除き、企業設立における「授權資本金登記制度」が実施されます（『147 号通達』第 1 条第 1 項）。工商行政管理部門は出資者が払込を約束した企業の授權資本金額のみを登記するため、資本金払込後の払込資本金額を登記する必要はありません（『規定』第 3 条）。また、業界関連規定が最低資本金額を要求している場合を除き、最低資本金額に係わる『会社法』の規定を適用しないとしているほか、出資者全体の初回出資額、現金出資比率、出資期限の制限も緩和されます（同第 6 条）。ただし、企業は「市場主体信用情報開示システム」を通じて各出資者の出資額、出資方式、出資期限、払込状況を開示する必要があり、開示情報の真実性に対して責任を負わなければなりません（第 14 条）。

区内企業は営業許可証の取得後、すぐに一般的な生産経営活動を開始できるようになります。事前認可が求められている事項は、これまでどおり認可取得後に営業許可証を申請する必要があるものの、その他の認可事項については営業許可証の取得後に申請することができます（『規定』第 7 条）。

¹ 『147 号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 281 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.281.pdf

『規定』は、『147号通達』や『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』（上海市人民政府令第7号）²に盛り込まれた企業年度報告開示制度について、上海自由貿易区内の企業は毎年3月1日～6月30日までの間に「市場主体信用情報開示システム」上で年度報告を行わなければならないと規定しました（『規定』第14条）。これに伴い、企業年次検査は廃止されます。なお、年度報告の開示方法は別途、規定を設けるとしています。

工商行政管理部門は、提出された年度報告に対して抜き取り検査を行い、違反行為を発見した場合は是正を命じ、行政処分を下します（同第15条）。また、「経営異常名簿制度」を設け、年度報告を期限内に行わない企業や登録住所（経営場所）を通じて連絡が取れない企業をこの名簿に記載し、「市場主体信用情報開示システム」上で開示します（第16条）。

上海自由貿易区では、外商投資広告企業の設立等に関する規制を緩和しており、『外商投資広告企業管理規定』（国家工商行政管理総局、商務部令第35号）の定める設立要件が適用されません（『147号通達』第1条第4項、『規定』第9条）。区内の外商投資広告企業が増資や持分譲渡等を行う場合、企業登記事項の変更手続を行うと同時に、区内の工商行政管理部門に届出を提出します（『規定』第10条）。また、区内の外商投資広告企業が区外に分支機構（分公司等）を設立する場合も、分支機構による営業許可証の取得後7営業日以内に、区内の工商行政管理部門に届出を提出しなければなりません（同上）。

*

『規定』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

² 同管理弁法の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第282号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.282.pdf

(日本語仮訳)

**上海市工商行政管理局
滬工商外[2013]329 号
『中国（上海）自由貿易試験区内の企業登記管理に関する規定』
の印刷・配布に関する通達**

各分局、市局各处/室・各直属単位：

ここに『中国（上海）自由貿易試験区内の企業登記管理に関する規定』を印刷・配布する。真剣に遵守執行されたい。

上海市工商行政管理局

2013 年 9 月 30 日

中国（上海）自由貿易試験区内の企業登記管理に関する規定

第1条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）建設を推進し、試験区に適應する市場参入監督管理体系を構築するため、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』、『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』および『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」の印刷・配布に関する通達』の規定に基づき、試験区の実際と結び付け、本規定を制定する。

第2条 試験区内企業の登記管理は、本規定を適用する。

本規定がいう企業とは、企業法人、非企業法人およびその分支機構を指す。

企業法人、非企業法人およびその分支機構の具体的類型は、国家工商行政管理総局が規定する分類標準に基づき確定する。

第3条 上海市工商行政管理局およびその自由貿易試験区分局は、企業登記管理機関（以下「登記機関」という）であり、国家工商行政管理総局の授權および当市の現行の事務権限区分に基づき、試験区内企業の登記管理業務に責任を負う。

第4条 法律、行政法規に会社の登録資本払込に対して別途規定がある銀行、証券会社、先物会社、基金管理会社、保険会社、直販会社、対外労務合作企業、および募集設立した株式有限会社等を除き、試験区内のその他の会社は登録資本金授權登記制を実行する。

登記機関は、会社の全体株主、発起人が授権する登録資本金および引き受ける株式資本総額（即ち会社の登録資本金）を登記し、会社の払込資本金を登記しない。

第5条 会社株主（発起人）は、その授権出資額、出資方式、出資期限等に対して自主的に約定し、合わせて会社定款に記載しなければならない。会社は、株主の授権出資額もしくは発起人の引受株式、出資方式、出資期限、払込状況を、市場主体信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。会社株主（発起人）は、出資金払込状況の真実性、合法性に対して責任を負う。

会社株主（発起人）が出資金を払い込んだ後、会社は定款を修正し、登記機関に定款の届出を申請し、合わせて出資金払込証明文書を提出することができる。

第6条 法律、行政法規、国务院の決定に特定業界の登録資本最低限度額に対して別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低資本金 3 万元、一人有限責任会社の最低資本金 10 万元、株式有限会社の最低資本金 500 万元の規定を取り消す。会社設立時の全体株主（発起人）の初回出資額および比率の規定を取り消す。会社の全体株主（発起人）の現金出資金額が登録資本に占める比率の規定を取り消す。会社株主（発起人）の出資金全額払込期限の規定を取り消す。

第7条 法律、行政法規、国务院の決定が規定する企業登記前置許可事項を除き、試験区内企業は登記機関に登記を申請し、営業許可証を取得した後、一般生産経営活動に従事することができる。経営項目が企業登記前置許可事項に係わる場合、許可証もしくは批准文書を取得した後、登記機関に営業許可証を申請し、受領する。その他の許可経営項目への従事を申請する場合、営業許可証および許可証もしくは批准文書を取得した後、経営活動に従事しなければならない。

第8条 外商投資参入特別管理措置表（ネガティブリスト）以外の領域について、試験区内の外商投資企業は登記機関に設立登記を申請し、合わせて商務部門もしくはその授権単位に届出する。

第9条 試験区内で外商投資広告企業の設立を申請する、または外商投資企業が広告経営業務の追加を申請する場合、投資側の主体資格、広告経営業績の条件制限を取り消し、投資側の設立および運営の年限要求を取り消す。

試験区内の外商投資広告企業が分支機構の設立を申請する場合、企業登録資本の全額払込済で、広告営業額が 2000 万人民币元を下回らない条件制限を取り消す。

第10条 試験区内の外商投資広告企業のプロジェクト審査・批准および分支機構設立の審査・批准は、

届出制を実行する。試験区内に外商投資広告企業を新たに設立する場合、ならびに設立後に合併経営相手を変更する、または持分譲渡する、広告経営範囲を変更する、および登録資本を変更する場合、申請人は設立、変更等の登記事項手続を申請すると同時に、自由貿易試験区分局に届出資料を提出する。試験区内の外商投資広告企業が試験区外に分支機構を設立する場合、分支機構の営業許可証取得後 7 営業日以内に、自由貿易試験区分局に届出資料を提出する。

第11条 登記機関は、申請者が提出する資料に形式審査を行う。申請者は、資料の真実性に対して責任を負う。

第12条 申請者は、需要に基づき、電子データ交換もしくは現場の方式を通じて企業登記、外商投資企業審査・批准（届出）、組織機構コード証手続および税務登記を申告することができる。登記機関は、申請者が各職能部門に提出する申請資料を統一して受け取り、関連証明および文書を統一して送付する。

第13条 農民專業合作社、個人工商業者を除き、登記機関は試験区内企業に対して統一様式の営業許可証、即ち『企業營業許可証』を制作・発行する。

本規定実施前にすでに営業許可証を受領した企業は、登記機関に新版の営業許可証への変更受領を申請することができる。

第14条 試験区内企業は、年度報告開示制を実行する。企業は、毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに、市場主体信用情報開示システムを通じて登記機関に年度報告を送付し、合わせて社会に開示しなければならない。当年に設立登記した企業は、次年度から年度報告を送付する。企業は、その送付する年度報告の真実性、合法性に責任を負わなければならない。

『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』の規定に基づき、試験区内企業の年度報告開示方法は別途制定する。

第15条 登記機関は、企業年度報告に対して抜取検査を行い、検査中に発見した、または事後の告発で企業に違法行為、申告の不実と真実状況の隠匿もしくは虚偽の承諾があることを確認した場合、期限を定めて是正を命令し、合わせて企業を不良信用体系に組み入れる。企業登記管理規定に違反する行為があった場合、是正を命令するほかに関連企業登記管理規定に基づき処罰を下し、合わせて企業法定代表人、責任者等の情報を関連部門に通報することができる。

第16条 登記機関は、経営異常名簿制度を構築し、規定の期限に基づき年度報告を開示しない、また

は登記した住所（経営場所）を通じて連絡等を取ることができない企業を経営異常名簿に記載し、市場主体信用情報開示システムを通じて社会に開示する。

企業が経営異常名簿に記載された日から３年以内に年度報告開示義務を履行した場合、登記機関に正常記載状態への回復を申請することができる。３年を超えて年度報告開示義務を履行していない場合、登記機関はそれを経営異常名簿に永久記載し、正常記載状態に回復してはならず、合わせて重大違法企業名簿に組み入れる。

第17条 登記機関は、政務情報共有プラットフォームを通じて企業登記、届出、許可審査・批准、年度報告、行政処罰情報をアップロード、受け取り、フィードバックし、情報共有を実現する。

第18条 区内企業が試験区から転出する場合、区外企業登記管理の規定に基づき手続を行わなければならない。区外企業が試験区に転入する場合、本規定に基づき手続を行う。

第19条 外国（地域）企業が区内で生産経営活動に従事する登記管理は、本規定を参照して執行する。

第20条 本規定が規定していない場合、現行の企業登記管理の関連規定に基づき執行する。

本規定は、2013 年 10 月 1 日より実施し、有効期限を 3 年とする。

(中国語原文)

上海市工商行政管理局
沪工商外(2013) 329 号
关于印发《关于中国(上海)自由贸易试验区内企业登记管理的规定》的通知

各分局，市局各处室、各直属单位：

现将《关于中国(上海)自由贸易试验区内企业登记管理的规定》印发给你们，请认真按照执行。

上海市工商行政管理局

2013 年 9 月 30 日

关于中国(上海)自由贸易试验区内企业登记管理的规定

第一条 为推进中国(上海)自由贸易试验区(以下简称“试验区”)建设，建立与试验区相适应的市场准入监管体系，根据《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》、《中国(上海)自由贸易试验区管理办法》和《国家工商行政管理总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的若干意见》的规定，结合试验区实际，制定本规定。

第二条 试验区内企业的登记管理适用本规定。

本规定所称的企业是指：企业法人、非法人企业及其分支机构。

企业法人、非法人企业及其分支机构的具体类型，按照国家工商行政管理总局规定的分类标准确定。

第三条 上海市工商行政管理局及其自由贸易试验区分局是企业登记管理机关(以下简称“登记机关”)，按照国家工商行政管理总局授权和本市现行的事权划分，负责试验区内企业的登记管理工作。

第四条 除法律、行政法规对公司注册资本实缴另有规定的银行、证券公司、期货公司、基金管理公司、保险公司、直销企业、对外劳务合作企业，以及募集设立的股份有限公司等外，试验区内其他公司实行注册资本认缴登记制。

登记机关登记公司全体股东、发起人认缴的注册资本或认购的股本总额(即公司注册资本)，不登记公司实收资本。

第五条 公司股东（发起人）应当对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定，并记载于公司章程。公司应当将股东认缴出资额或者发起人认购股份、出资方式、出资期限、缴纳情况通过市场主体信用信息公示系统向社会公示。公司股东（发起人）对缴纳出资情况的真实性、合法性负责。

公司股东（发起人）缴纳出资后，公司可以修改章程，向登记机关申请章程备案，并提交验资证明文件。

第六条 除法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定的外，取消有限责任公司最低注册资本 3 万元、一人有限责任公司最低注册资本 10 万元、股份有限公司最低注册资本 500 万元的规定；取消公司设立时全体股东（发起人）的首次出资额及比例的规定；取消公司全体股东（发起人）的货币出资金额占注册资本比例的规定；取消公司股东（发起人）缴足出资期限的规定。

第七条 除法律、行政法规、国务院决定规定的企业登记前置许可事项外，试验区内企业向登记机关申请登记、取得营业执照后即可从事一般生产经营活动；经营项目涉及企业登记前置许可事项的，在取得许可证或者批准文件后，向登记机关申领营业执照；申请从事其他许可经营项目的，应当在领取营业执照及许可证或者批准文件后，方可从事经营活动。

第八条 对于外商投资准入特别管理措施列表（负面清单）之外的领域，试验区内外商投资企业向登记机关申请设立登记，并向商务部门或其授权单位备案。

第九条 试验区内申请设立外商投资广告企业或者外商投资企业申请增加广告经营业务的，取消投资方主体资格、广告经营业绩的条件限制，取消投资方成立和运营的年限要求。

试验区内外商投资广告企业申请设立分支机构的，取消企业注册资本全部缴清、广告营业额不低于 2000 万元人民币的条件限制。

第十条 试验区内外商投资广告企业的项目审批和设立分支机构审批，实行备案制。试验区内新设立外商投资广告企业的，以及设立后更换合营方或转让股权、变更广告经营范围和变更注册资本的，由申请人在申请办理设立、变更等登记事项的同时，向自由贸易试验区分局提交备案材料；试验区内外商投资广告企业在试验区外设立分支机构的，在取得分支机构营业执照后 7 个工作日内，向自由贸易试验区分局提交备案材料。

第十一条 登记机关对申请人提交的材料进行形式审查。申请人对材料的真实性负责。

第十二条 申请人可以根据需要,通过电子数据交换或者现场的方式申报企业登记、外商投资企业审批(备案)、组织机构代码证办理和税务登记。登记机关统一接收申请人向各职能部门提交的申请材料,统一送达相关证照及文书。

第十三条 除农民专业合作社、个体工商户外,登记机关对试验区内企业制发统一样式的营业执照,即《企业营业执照》。

本规定实施前已领取营业执照的企业,可以向登记机关申请换领新版营业执照。

第十四条 试验区内企业实行年度报告公示制。企业应当在每年3月1日至6月30日,通过市场主体信用信息公示系统向登记机关报送年度报告,并向社会公示。当年设立登记的企业,自下一年起报送年度报告。企业应当对其报送的年度报告的真实性、合法性负责。

根据《中国(上海)自由贸易试验区管理办法》的规定,试验区内企业年度报告公示办法另行制定。

第十五条 登记机关对企业年度报告进行抽查,在检查中发现或者事后接举报查实企业有违法行为、申报不实隐瞒真实情况或者虚假承诺的,责令限期改正,并将企业纳入不良信用体系;对有违反企业登记管理规定行为的,除责令改正外还可以依照有关企业登记管理规定予以处罚,并将企业法定代表人、负责人等信息通报相关部门。

第十六条 登记机关建立经营异常名录制度,将未按规定期限公示年度报告或者通过登记的住所(经营场所)无法取得联系等的企业载入经营异常名录,并通过市场主体信用信息公示系统向社会公示。

企业被载入经营异常名录之日起三年内、已履行年度报告公示义务的,可以向登记机关申请恢复正常记载状态;超过三年未履行年度报告公示义务的,登记机关将其永久载入经营异常名录,不得恢复正常记载状态,并列入严重违法企业名单。

第十七条 登记机关通过政务信息共享平台上传、接收、反馈企业登记、备案、许可审批、年度报告、行政处罚信息,实现信息共享。

第十八条 区内企业迁出试验区的,应当按照区外企业登记管理的规定办理。区外企业迁入试验区的,参照本规定办理。

第十九条 外国(地区)企业在区内从事生产经营活动的登记管理,参照本规定执行。

第二十条 本规定未作规定的,按照现行企业登记管理的有关规定执行。

第二十一条 本规定于 2013 年 10 月 1 日起实施，有效期为三年。